

令和 2 年度
地域共生社会小松島モデル地区
提案募集要項

地域共生社会の実現に向けた取組の背景

国の政策課題

- 社会保障の持続可能性の確保
- 現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上
- 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保

市の課題と包括的な支援体制づくり

地域の課題

- 高齢化率の上昇(34%超)
- 地域コミュニティ活動の担い手不足
- 地域のセーフティネット機能(血縁・地縁)の弱体化

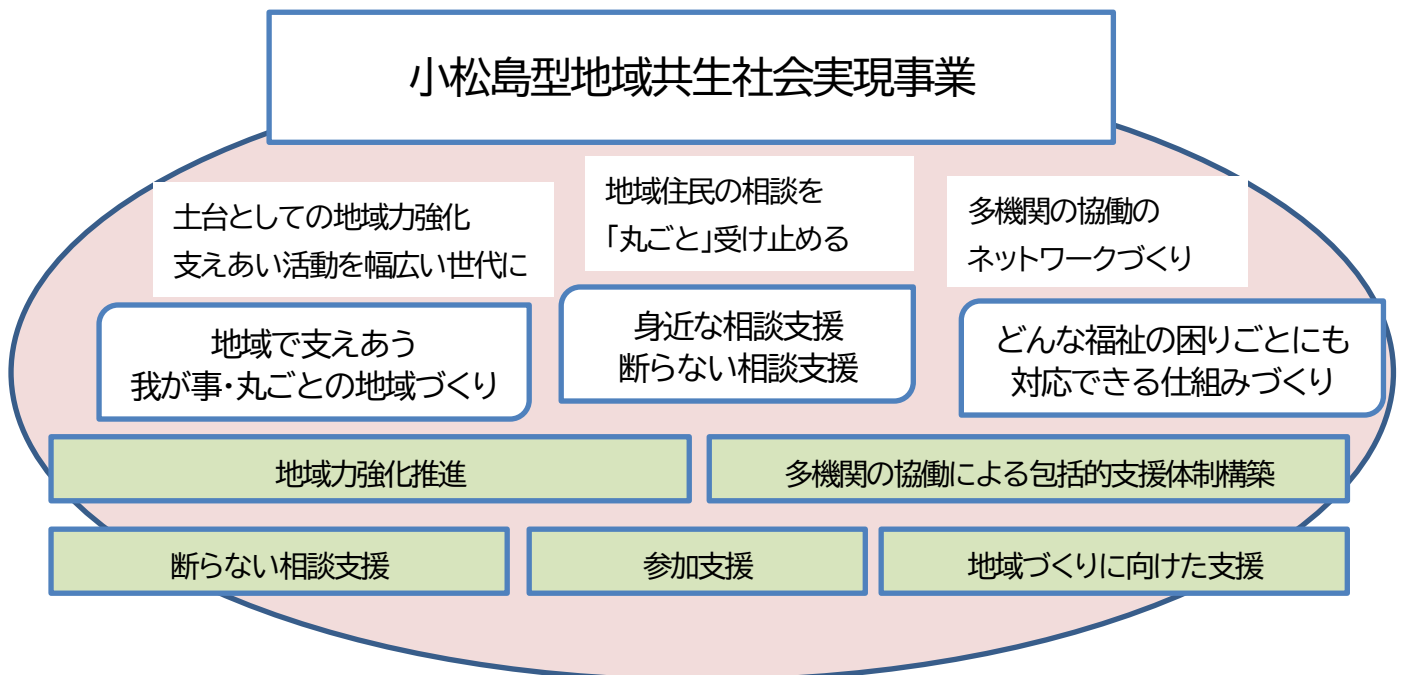
市役所の課題

- 複雑化・複合化した課題が増加
- 年齢・分野別の支援が充実していく一方で、縦割りが強くなる(「うちではない」)
- 財源不足



地域・市役所にも課題は多いが…

住民主体の団体活動、住民主体の支えあい活動、社協・NPO・社会福祉法人など多くの社会資源がある



1. 地域共生社会の実現に向けてのビジョン

【目標】

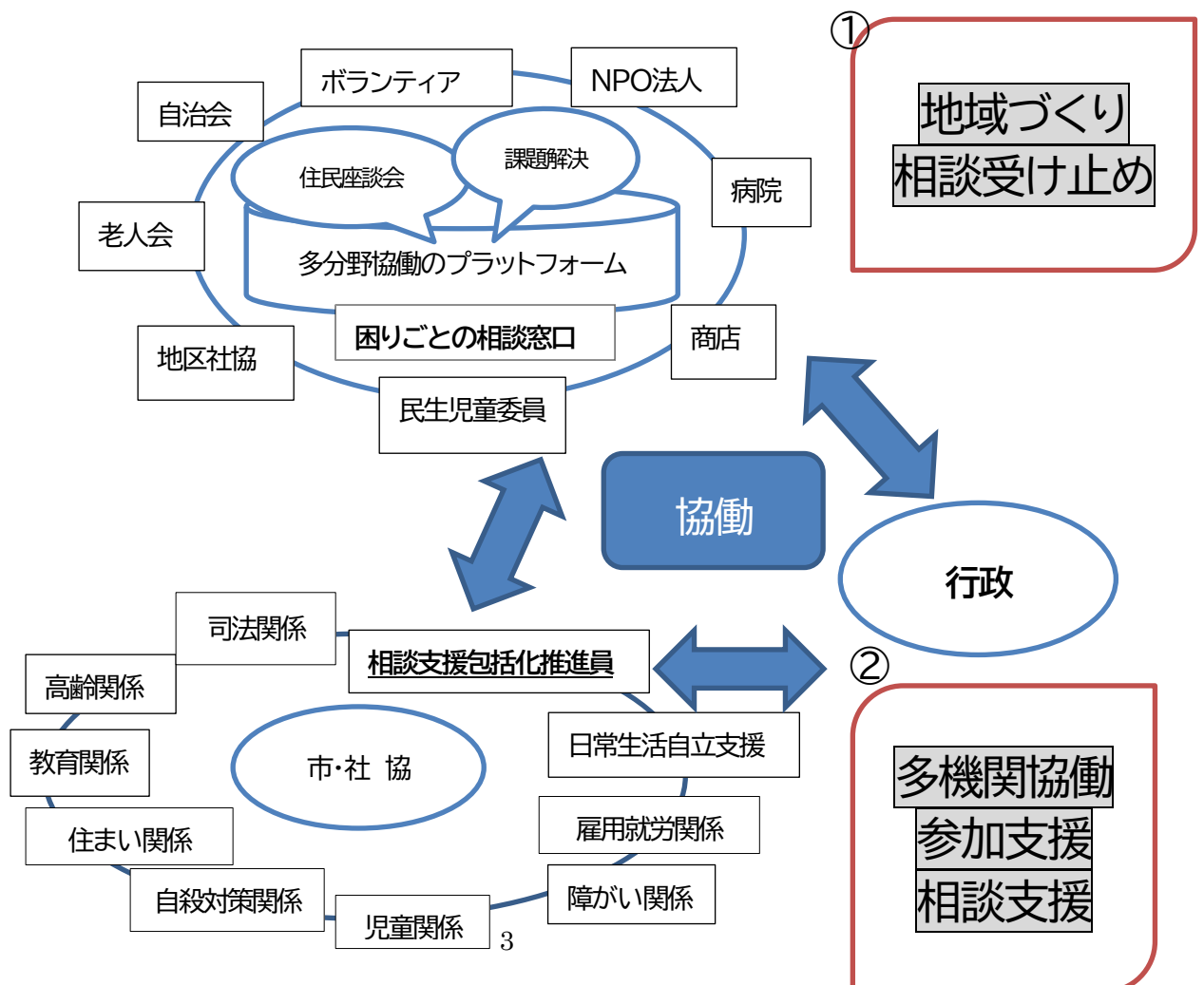
地域住民が主体的に、地域の現状と課題を把握し、地域の課題をわが事として地域住民自らがともに考え、解決・改善する仕組みをつくり、考えられる地域になる。

【本事業で人と地域に起こしたい変化】

人口減少、少子高齢化が進む中、地域社会では、生活のしづらさや生活困難など支障をきたす人が増え、福祉専門職が取り組む福祉サービスだけでは解決することがますます困難となる状況が予測される。地域住民がそれを意識し、地域全体として現状を打破するための取組を始めることが急務である。身近な地域で、住民が主体的に地域の課題を把握し、それを我が事ととらえ、解決を試みる体制を作りだし、地域生活課題を丸ごと受け止める体制を構築する。

また、社会福祉協議会は、各地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア、NPO、地域の各種団体との協働の取組を広げ、地域のつながりを図り、だれも排除しない地域共生社会実現に向け活動していく。

2. 地域共生社会の実現に向けての事業



①地域づくり、相談受け止め

地域の様々な相談の受け止め・地域づくり事業

本事業は、住民に身近な圏域において、「地域の様々な相談の受け止め」(ア)、(イ)及び「地域づくり・参加支援に向けた支援」(ウ)、(エ)を行う事業です。

【実施対象地区】小松島市

【事業内容】

(ア)地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり(我が事)

◎他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ

地域づくりを一部のものに任せるのではなく、地域における課題を地域住民が自らの課題(我が事)として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、住民や自治会、町内会等の地縁組織をはじめ、福祉分野に限らず地域のまちおこし、産業、農林水産等の他分野に対して、意識醸成や地域づくりに必要な働きかけや支援を行う。

◎活動拠点づくり

地域課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、課題を抱えた住民のみならず、地域のだれもが、気軽に立ち寄り、交流を図ることができる場や、住民の自主活動、住民と専門職が話し合うことができる等の活動拠点を設置する。

※活動拠点としては、公民館などの公的施設や空き家等の活用、コンビニエンスストアやドラッグストアといった民間事業者との連携、協力を図ることを想定。

◎住民等に対する研修の実施

住民等の地域福祉活動に対する関心を高め、参加を促すとともに、地域福祉活動をさらに活性化させていくため、地域福祉活動に対する関心の向上に向けた研修会や地域生活課題に関する学習会を実施するなど、創意工夫ある取組を実施する。

(イ)地域生活課題関連の相談を包括的に受け止める体制整備(「丸ごと」の地域づくり)

◎地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場の整備

福祉各制度に基づく相談機関や地域に根差した社会福祉法人、NPO法人等が相互に連携しながら、地域住民の相談を本人・世帯の属性にかかわらず「丸ごと」受け止める場を整備する。

※包括的に受け止める場は、地域住民のボランティア、地区社協、地域包括支援センター、障がい分野の総合支援事業所、地域子育て支援拠点などが想定されるが、地域の実情に応じて、地域で協議し、適切に設置することが望ましい。

◎地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

地域住民の相談を包括的に受け止める場の名称、所在地、担い手、役割等を明確にするとともに、地域住民に広く周知する。

◎地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

地域の様々な関係者や団体等と連携し、意見交換や座談会等の開催により、地域生活課題を把握する機会を積極的に設けるとともに、相談に来られない者や自ら支援を求める

ことができない者について、地域住民の相談を包括的に受け止める場で把握できる体制を整備し、必要に応じ、関係団体等と情報共有する。

◎地域生活課題に対する解決策の検討等

把握した地域生活課題について、住民自ら又は関係者、専門職等と連携、協働し、適切な支援機関につなぐなど、課題解決に向けた取組を行うことができる機能を構築する。

(ウ)個別分野の地域づくり関連の事業と連携した地域づくり

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援を行うもの。

◎地域住民同士が出会い参加することのできる場や居場所を確保する。

◎交流・参加・学びの機会を生み出すためのコーディネートと地域の多分野協働のプラットフォームを創造する。

◎生活支援コーディネーターも交え、それぞれの地域にある機関が担う機能をつなぎ(点と点をつなぐ)これまでの地域づくりを更に推し進める。

(エ)本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供

地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援を行うもの。

◎個別性が高まり生じている狭間のニーズにも対応できるように既存の社会資源の活用方法を拡充(※)していく取組を中心に位置づけ、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。

(※)活用方法の拡充の例

- ・生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる
- ・個人商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手なものを受け入れ、就労・社会参加に向けた支援を行う
- ・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所をつくり、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う など

(オ)その他

上記のほか、本事業の目的を達成するために必要な取組を実施する。

【事業の成果目標とその達成度合いの検証】

本事業の実施にあたっては、あらかじめ成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証し、その結果を実績報告とともに報告する。

事業実施にあたっては、地域住民や関係機関等と議論し、共通認識を持ちながら取組を進める。

事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、初めに決めたことにこだわることなく、改善していく。

【その他】

ア)小学校区での実施を基本とする。ただし、事業の効率的、効果的な観点から、複数区にまたがって実施することも可能とする。

イ)他の補助事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認めない。

ウ)市域内に設置されている社会福祉協議会や関係機関との連携を密にすること。

令和2年度 地域共生社会小松島モデル地区提案募集

1.目的

社会福祉法第106条の3の規定に基づき包括的な支援体制を整備し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ることを目的としています。

地域住民が主体的に、地域の現状と課題を把握し、地域の課題をわが事として地域住民自らがともに考え、解決・改善する仕組みをつくり、考えられる地域になるために、地域住民や団体の方から、その地区での地域共生社会の実現に向けた提案(「モデル地区」といいます。)を募集し、採用されたものに対して補助を実施するものです。

2.対象となる団体

この事業の提案のできる団体は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1)5人以上のもので組織されている団体
- (2)活動の拠点が小松島市内にあり、市内で活動を行っている
- (3)組織の運営に関する規則・会則等を有すること
- (4)適正な会計処理を行うことができること
- (5)暴力団や、その構成員の統制下に駆る団体ではないこと

3.対象となる事業

「令和2年度 地域共生社会実現へ向けての事業」の「①地域づくり、相談受け止め」にあるア)からオ)の事業を実施するものです。地域の実情に応じて、それぞれの項目において◎を全部又は一部を実施してください。

なお、事業実施にあたっては、(別添16)地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業実施要領 2 地域の様々な相談の受け止め・地域づくりに沿った内容であることが必要です。

4.補助の内容

本事業に必要な経費に対し、補助金を交付します。

(例)人件費、報償費、需用費、使用料及び賃借料、その他事業に必要であると認められるもの

※人件費については、総事業費の50%を超えない範囲とすること

5.連携体制

- ア 本事業の実施にあたっては、地域共生社会を実現するため、社会福祉協議会、包括支援センターとの連携のうえ、情報の共有を図り、地域の資源を最大限に生かして、人と人とのつながりを再構築し、住民を主体とした豊かな地域づくりの実現を目指すこと。
- イ 生活支援コーディネーターを地域の協議に参加させ、それぞれの地域にある機関が担う機能をつなぎ、地域づくりを更に推し進めること。
- ウ 地域住民の相談を包括的に受け止める場の運営を地域住民が行う場合には、ソーシャルワーカー等による支援が受けられる体制を整備すること。

【具体例】

我が事の意識づくりの推進	座談会・研修・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・わが事の意識づくりに向けたワークショップ、住民交流会の開催 ・住民・関係機関等を対象とした研修、勉強会の開催 ・地域福祉活動にかかわる人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の現状と課題を把握 ●個人や地域でできる活動の検討 ●地域で取り組めるサービスの検討 ●子供を地域活動の担い手に巻き込む
	住民主体の活動・組織の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の活動・組織等に対するサポート、支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たに活動を始めるところへの助言
	広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・わが事・丸ごとの地域づくりに関する様々な媒体・機会での情報発信、普及啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での活動の発信 ●先進地の取組を紹介し、地域の支えあい活動を理解する
	交流・連携の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な住民・関係者が交流・連携するきっかけを提供する場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民同士の課題共有 ●多職種が地域の課題について共有でき課題解決につなげる
拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の多様な人が集う拠点づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な取組の展開 	
丸ごと受け止める機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・住民、他機関等が連携した相談受付体制の検討、整備 ・身近な拠点での相談受付 ・相談を包括的に受け止める場の周知 ・連携による地域生活課題の早期把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域座談会での議題とし、解決策を検討 ●専門的支援が必要な場合の支援機関へのつなぎ 	
課題の把握と解決	地域生活課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート等による課題把握 ・見守りマップ等の作成による可視化 	<ul style="list-style-type: none"> ●校区別課題解決会議開催 ●第2層生活支援コーディネーターを活用した高齢者へ

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業

		・住民・関係機関等による地域の課題に関する協議・情報交換	のヒアリング
	住民主体のアクション	・課題解決に向けた具体的アクション	●生活支援サービスなど、地域でできることについて検討し、具体的に行動する
	多様な主体の巻き込み	・企業を含む多様な主体との連携推進	●意見交換などから、新たな地域づくりの取組の発展
	関係機関等のスキルアップ	・地域生活課題の把握や解決に向けた関係機関職員等の研修・交流会	

留意点

- 地域の課題を地域で解決するための財源について検討すること。
 - ・クラウドファンディング他
 - ・企業の社会貢献活動等との協働
- 事業の成果目標を立て、その目標に対する達成度合いを検証すること。相談件数、改善件数、関係機関につないだ件数の報告を行うこと。
- ほかの補助事業や独自事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認めない。
- 実施地区は、小学校区とする。ただし、事業の効果等を考え、複数地区で実施することも可能とする。
- 生活支援コーディネーターについては、事業を一体的に実施することも可能。地域づくりを効果的に進める観点から、他制度・他職種との役割分担、協働の在り方を整理すること。
- 地域住民等に理解を得ることが重要であるため、パンフレット、チラシ等活用し、周知啓発に努めること。

5.補助金額

上限60万円

(最長3年間補助が可能です。ただし、毎年度企画書を提出いただき、補助の可否を判定します。)

6.補助期間

補助期間は、補助金の交付を決定した日から当該年度末までとなります。

7.事業提案方法

(1)事業提案書類の提出

添付書類：①事業計画書

②収支計画書

③団体概要説明書

④会則、定款、規約、その他これらに類するもの

※小松島市のホームページ上でダウンロードが可能です。

(2)提出先(お問い合わせ)

小松島市保健福祉部介護福祉課 地域包括ケア推進担当

電話 0885-32-3507

郵送もしくは持参でご提出ください。郵送の場合は下記募集期間内に到着するようにしてください。

(3)募集期間

令和2年8月7日(金) ~ 9月15日(火)午後5時まで

8.事業の認定

(1)選定方法

ヒアリングの実施後、書類審査、プレゼンテーションを経て認定